

小鹿総政146号  
令和元年7月8日

小鹿野町使用料等審議会長 様

小鹿野町長 森 真 太 郎

小鹿野町使用料等の適正化について（諮問）

小鹿野町使用料等審議会（平成31年小鹿野町条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

小鹿野町では、さまざまな公共施設を保有しており、福祉や文化、体育活動などの拠点として多くの町民に利用されています。また、窓口では住民票や税などの各種証明書の発行サービスを行っております。

公共施設の使用や各種サービスを提供する際、町は所定の使用料・手数料を徴収していますが、長年にわたって据え置かれてきたものも多く、消費税率の改正などの社会経済状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の均衡などの観点から、料金体系の見直しが必要となっています。

そのため、住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、小鹿野町使用料等の適正化について諮問します。